

議案第11号

みよし市カリヨンハウス設置条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年3月2日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、みよし市カリヨンハウスの多目的室の名称を変更するため必要があるからである。

みよし市カリヨンハウス設置条例の一部を改正する条例

みよし市カリヨンハウス設置条例（平成25年みよし市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第3多目的室2の項を削り、同表多目的室3の項中「多目的室3」を「多目的室2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みよし市カリヨンハウス設置条例の一部改正新旧対照表

改正案				現行			
(使用料) 第12条 利用者は、別表第3及び別表第4に掲げる使用料を、利用しようとする日までに納付しなければならない。							
別表第3 (第12条関係) にぎわいプラザ使用料				別表第3 (第12条関係) にぎわいプラザ使用料			
(単位 円)				(単位 円)			
区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
多目的室1の項 略				同左			
<u>多目的室2</u>	1,350	1,350	1,350	<u>多目的室2</u>	<u>1,860</u>	<u>1,860</u>	<u>1,860</u>
音楽室の項以下 略				<u>多目的室3</u>			
備考 略				同左			
備考 略				備考 略			